

# 栃木県警察からのお知らせ

## 安全運転管理者を選任していますか？

### 安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、一定台数以上の自家用自動車（いわゆる白ナンバー）を使用する事業所等において、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる者を選任させ、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図ることを目的とします。道路交通法第74条の3第1項

安全運転管理は、交通事故から従業員を守ります。



自動車（いわゆる白ナンバー）の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に公安委員会に届け出なければなりません（道路交通法第74条の3第5項）。



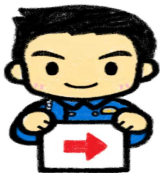
乗車人員11人以上の自動車を1台以上使用  
（マイクロなどの送迎バスも乗車人員を確認して下さい）

または



自動車を5台以上使用  
（自動二輪車は、1台につき0.5台として計算）

**このような場合に安全運転管理者の選任が必要です！**



私有車を業務で使用する場合も、安全運転管理者選任基準の自動車の台数に該当します。

問い合わせ先

栃木県警察本部交通部交通企画課 028-621-0110（代表番号）

又は 028-623-3798

手続きは、警察本部ホームページの各種申請手続きをご覧ください

## 1 安全運転管理者・副安全運転管理者の選任基準等

	安全運転管理者	副安全運転管理者
台数	○ 自動車を5台以上使用している事業所 ○ 乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所（マイクロバスなど）	○ 20台以上の自動車を使用している事業所（20台以上20台ごとに1人追加で選任）
資格	○ 20歳以上の者 （20台以上の事業所は30歳以上） ○ 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者	○ 20歳以上の者 ○ 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者、または運転経験の期間が3年以上の者
選任要件	<p>○ <b>事業所の中で指導能力を有する者（管理職の地位にある者などが望ましい）</b></p> <p>○ <b>公安委員会の解任命令により解任された者は、解任の日から2年を経過していること</b></p> <p>○ <b>次のいずれかの違反行為をした日から2年を経過していること</b></p> <p>ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転、飲酒運転に関わる車両及び酒類の提供行為、飲酒運転の車両への要求依頼しての同乗行為、無免許運転に関し車両等の提供や、運転を依頼等して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反</p> <p>○ <b>次のいずれかの違反行為の下命・容認行為から2年を経過していること</b></p> <p>酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、最高速度違反運転、無資格運転、積載制限違反運転、放置駐車</p>	

## 2 安全運転管理者・副安全運転管理者を選任したときに必要な書類

提出書類	安全運転管理者	副安全運転管理者
安全運転管理者に関する届出書 ※注1	2通（コピー不可）	2通（コピー不可）
運転記録証明書 ※注2	1通	1通
運転管理経歴証明書 ※注3	1通	どちらか1通 ※注4
運転免許証の写し	どちらか1通	
住民票		※注5

※注1 安全運転管理者、副安全運転管理者に関する届出書、運転管理経歴証明書は、「栃木県電子申請システム」からダウンロードすることもできます。

※注2 運転記録証明書は自動車安全運転センターで発行しております。警察署もしくは交番等にある「運転経歴に係る証明書申請書」の申込用紙で、自動車安全運転センターに運転記録証明書の**3年間もしくは5年間**のものを申請してください。但し、安全運転管理者等になる予定の方が運転免許の交付を受けたことのない場合は添付の必要はありません。

※注3 運転管理経歴証明書は、勤務先等から発行していただきます（従前の勤務先で運転管理経歴を証明できるのであれば、従前の勤務先から発行でも可）。

※注4 副安全運転管理者は、運転管理経歴証明書（運転管理経験1年以上）または運転免許証の写し（運転経歴3年以上）のいずれかが必要となります。

※注5 上記の※注4で、運転免許証の写しを選択した場合は、住民票は不要です。

# 安全運転管理者の業務

## 業務1 運転者の適性等を把握する

規則第9条の10第1号

自動車の運転に関する運転者の適性・技能・知識や、道路交通法をはじめとする法令遵守の状況を把握するため、必要な措置を講じる。

## 業務2 運行計画を作成する

規則第9条の10第2号

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車防止※などに十分気を配って、運行計画を作成する。(※自動車運転代行業者については、駐停車違反行為の防止を含む)

## 業務3 交替運転者を配置する

規則第9条の10第3号

運転者が長距離運転又は夜間運転に従事する場合、過労等により安全な運転ができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置する。

## 業務4 異常気象時等の安全運転を確保する

規則第9条の10第4号

異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、安全確保に必要な指示や措置を講じる。

## 業務5 点呼等により安全運転を確保する

規則第9条の10第5号

運転者に対して点呼等を行い、日常点検整備の実施や正常な運転ができることを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与える。

## 業務6 運転日誌を備え付け、記録させる

規則第9条の10第6号

運転の状況を把握するため、必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる。

## 業務7 安全運転の指導を行う

規則第9条の10第7号

運転者に対し、自動車の運転に関する技能・知識、その他安全な運転を確保するために必要な事項について指導を行う。